

札幌市緑の保全と創出に関する条例（抄）

平成13年3月6日

条例第6号

第3章 現状変更行為の規制等

(緑保全創出地域の指定手続)

第11条 市長は、緑保全創出地域を指定しようとするときは、規則で定めるところにより、その案を作成しなければならない。

2 市長は、前項の案を作成したときは、その旨その他規則で定める事項を告示するとともに、当該案を規則で定めるところにより公表しなければならない。

3 前項の規定による告示があったときは、第1項の案について意見を有する者は、前項の規定による告示の日から起算して30日を経過する日(市長が必要があると認めるときは、当該日後で別に市長が定める日)までに、市長に対し、規則で定めるところにより、意見を述べることができる。

4 市長は、緑保全創出地域を指定しようとするときは、札幌市緑の審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、市長は、前項の規定により述べられた意見の要旨を記載した書類を札幌市緑の審議会に提出しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により述べられた意見及び前項の規定による札幌市緑の審議会の意見を勘案し、緑保全創出地域を指定するものとする。

6 市長は、前項の規定により緑保全創出地域を指定したときは、その旨、その地域及び当該緑保全創出地域の指定の効力が生ずる日を告示しなければならない。

7 前各項の規定は、緑保全創出地域の指定の解除及びその地域の変更について準用する。

第4章 風致地区

(風致地区の種別)

第27条 市長は、風致地区を、その地区の特性に応じ、第一種風致地区、第二種風致地区、第三種風致地区又は第四種風致地区のいずれかの種別に指定するものとする。

- 2 第一種風致地区は、樹林地、河川、丘陵等が重要な要素となって特に優れた自然的環境を形成している地区とする。
- 3 第二種風致地区は、良好な自然的環境を形成し、かつ、第一種風致地区に隣接する地区とする。
- 4 第三種風致地区は、第二種風致地区に準ずる良好な自然的環境を形成している地区とする。
- 5 第四種風致地区は、都市的な土地の利用に配慮しつつ、風致の保全及び創出を図る地区とする。

(風致地区の種別の指定手続)

第28条 第11条の規定は、前条の規定による風致地区の種別の指定について準用する。